

合理的配慮の提供事例報告書【小学校】

事例の概要

読むことにおける学習障害に対しての合理的配慮。
文字を呼んで情報を得ることに苦手さがあるため、通常学級でのあらゆる学習において困難さがある。
特にテストにおいては、内容を理解しているにもかかわらず、問題文の情報を読み取れず、実感できるような成果につながらないことが積み重なり、自尊感情の低下が見られた。
視覚情報処理に困難さがあるが、聴覚からの情報処理は得意である。そこで、「ペンでタッチすると読み上げる機能が付いた音声付教科書」を利用し、支援した。

1 対象児童の障害種

学習障害(LD)

2 障害の程度

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

小学校・通級による指導

4 学年

小4

5 対象児童の実態

字を読むことに困難さがある障害(ディスレクシア)の診断。
視覚情報処理に困難さがあるが、聴覚からの情報処理は得意である。
特にテストにおいては、内容を理解しているにもかかわらず、問題文の情報を読み取れず、実感できるような成果につながらないことが積み重なり、自尊感情の低下が見られた。

6 対象児童についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

1 児童の特性の気づきを担任が保護者へ伝えていく中で、合理的配慮について保護者からの申し出があった。
2 理解する力はあるが、情報を得る際に、読むことに困難さがあることで力が発揮できていないため、合理的配慮を行ってほしいという申し出の内容だった。
3 支援を決定するために、保護者、担任、特別支援教育コーディネーターで話し合い、校内特別支援教育委員会での検討後、担当医師、市教委と連絡し、助言を得て合理的配慮の提供を行った。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

読むことの困難さが、障害による何によって起こっているのかを把握するために、医師に相談する。視覚情報処理過程の視機能(視線を正確に移動させる機能)において苦しさが見られた。アセスメントを基に、個別の指導計画を改善し、その手立てについてもより具体的な指導・支援方法とその有効性の評価・検証方法を検討した。

基礎④ 教材の確保

音声ペンと音声機能付教科書を活用して支援した。音声ペンには、録音機能がついている。番号の書かれたシールを録音したい場所に張り、タッチすると、予め吹き込んだ音声を聞くことができる。この機能をテストに活用し、読むことの困難さについて合理的配慮を行った。音声ペンと音声機能付教科書を利用することにより、教科書の内容を聴覚情報によって得ることができるようになった。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

A児は、担任の気付きを基に受診し、文字を読むことに困難さがある障害(ディスレクシア)の診断を受けた。保護者より合理的配慮の提供について申し出があり、特別支援学校から専門的な助言を受けながら、指導・支援の方向性や具体的な方法について検討した。概念を理解する力はA児が十分もっていること、また、視覚情報処理に困難さはあるが、聴覚からの情報処理は得意であることから、音声教材による指導・支援を行った。通級による指導担当教員と学級担任が連絡を密に取り、通級による指導と通常の学級で得たアセスメントと有効な手立てについて連携を図り、指導・支援に生かした。

合理③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

読みに困難をもつ児童を支援するために、音声ペンと音声機能付き教科書を活用する。紙面を読みながら、かつ対応する音声を聞く支援を受けることができる。予習復習も一人ででき、あらゆる場面での活用が可能である。自分で学習したい箇所をペンで自由に選択でき、能動的な学習活動として支援できた。

9 成果と課題

学習の理解度が深まり、意欲的な様子や自信をもって発言する場面が増えた。A児の自尊感情が低くなっていた要因の一つであるテストにおいて、情報を理解できることで解答でき、達成感を味わうことができた。また、周囲の児童から認められることが多くなった。合理的配慮を行うことにより、A児自身が自分の特性理解を深められたことは、大きな成果であった。「自分は読むのは苦手だけれど、聞くことはできるかもしれない。」支援の効果や必要性を感じた他の教員も、児童への配慮について積極的になった。アセスメントの正確性や具体的支援の有効性が伝わり共有できると、様々な場面(専科、家庭)で協力が得られ、支援が広がった。